

第 1 1 号議案

亀岡市営住宅管理条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市営住宅管理条例（平成 9 年亀岡市条例第 4 8 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

亀岡市営住宅管理条例（平成 9 年亀岡市条例第 4 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 1 4 条第 1 項ただし書中「申告がない場合」の次に「（次条第
1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を、「規定による」の次
に「報告の」を加える。

第 1 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に
該当する場合において、収入を申告すること及び第 3 6 条第 1 項
の規定による報告の請求に応じることが困難であると市長が認め
るときは、この限りでない。

第 1 5 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中
「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公
営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により）」を加える。

第 3 1 条第 2 項中「第 2 項」の次に「（第 1 5 条第 1 項ただし書

に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

第53条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」」を「同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは「第54条において準用する第36条第1項」」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市営住宅管理条例第14条第1項、第15条（同条例第53条第2項において準用する場合を含む。）及び第31条第2項の規定は、平成30年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅入居者である認知症患者等からの収入申告義務を緩和すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、市営住宅入居者である認知症患者等からの収入申告義務を緩和する規定については、平成30年度以降の年度の市営住宅の家賃について適用すること。